

都城市カンガエールプラザ指定管理者候補者選定の概要

都城市カンガエールプラザの指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、令和7年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

1 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

職業訓練法人都城地域職業訓練協会

(2) 代表者名

会長 田中 徹

(3) 所在地

都城市年見町13号11番地

(4) 設立年月日

昭和45年3月27日

(5) 従業員数

28名（常勤6名、非常勤22名）

(6) 業務内容

- ①会員の雇用する労働者に対する認定職業訓練を行う。
- ②求職者に対する認定職業訓練を行う。
- ③都城地域高等職業訓練校の施設を他の事業主等の行う職業訓練のために使用させ又は、委託を受けて他の事業主等に係る労働者に対して職業訓練を行う。
- ④職業訓練に関する情報及び資料の提供を行う。
- ⑤職業訓練に関する調査及び研究の提供を行う。
- ⑥職業紹介事業を行う。
- ⑦他、職業能力の開発の促進に関し必要な業務を行う。

2 指定期間

令和8年4月1日 ～ 令和11年3月31日（3年間）

3 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市カンガエールプラザ (都城市年見町14号1番地)	敷地面積：5,043.18㎡ 延床面積：2,378.19㎡ (管理棟、実習棟、倉庫、宿舎、 自転車置場 等) ※カンガエール別棟1は対象から除く

(2) 業務概要

- ①本市の産業の発展・振興、また勤労者の人材育成や技術研鑽・能力開発、さらに将来の産業界を担う子どもたちの発想力と創造力の育成を目的とした団体活動や起業家の支援に関すること
- ②施設利用に関すること
- ③施設の維持及び修繕に関すること
- ④その他施設等の管理及び運営に関すること
- ⑤適格請求書（インボイス）の交付に関すること

4 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5 選定結果

(1) 非公募により候補者を選定した理由

職業訓練法人都城地域職業訓練協会は、職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練や職業紹介事業等を実施しており、産業人材の育成に特化した豊富な実績とノウハウを蓄積している。また、都城市カンガエールプラザ開設時から継続して指定管理者として施設運営を担ってきた実績を有する。

これらのことから、同協会は本施設の設置目的である「産業の発展を担う人材を育てること」に関する専門的かつ高度な技術、ノウハウ等を有する団体であり、当該事業者を非公募により候補者とするのが適切な管理運営に資すると考える。

(2) 申請書類の審査結果

・市民の平等な利用の確保について

市民の利用ニーズを把握するための利用者アンケート実施や、様々な広報媒体を活用した情報発信、相談や苦情等への迅速かつ誠実な対応が提案されており、高く評価できる。

- ・施設の効用の最大限の発揮について

利用促進を図るためのホームページやSNSを活用した周知、サービスや利便性向上のための施設利用案内書の作成、空き室・空き時間・備品等を活用した人材育成や能力開発等の有効活用が提案されており、高く評価できる。

- ・経済的な管理運営と適正な経費配分について

隣接する都城市職業訓練センターの管理運営を受託していることにより、施設運営に係る効率的な職員配置や、職員・訓練生による施設の清掃が提案されており、施設管理に係る委託料等の縮減が期待できる。

- ・地域に貢献する取組の確保について

職員の新規採用の際は優先的に地元雇用を行い、高齢者・障がい者雇用についても取り組むほか、災害時の敷地開放や施設周辺の環境美化活動が提案されており、高く評価できる。

- ・管理運営能力について

組織基盤、財務状況も安定しており、都城市カンガエールプラザを開設時から継続して管理してきた実績を有するため、高く評価できる。

事業計画書概要版

1 市民の平等な利用に関すること

(1) 管理運営方針等

- ア 雇用の安定・拡大のための職業能力開発に関する情報収集・技術研鑽・支援
- イ 心豊かで元気ある市民育成・夢みる力を持つ子供たちの育成・育成団体の支援
- ウ 隣接している都城市職業訓練センターの施設管理運営による効率的な経費節減
- エ 都城市カンガエールプラザと都城市職業訓練センターの両施設の管理による運営の相乗効果
- オ 利用者のニーズにあった魅力あるサービスの提供
- カ 安心・安全で快適な施設の管理運営、近隣住民に対する適切な対応

(2) 平等利用の確保

- ア 高齢者や障がい者等への配慮ある対応の実施
- イ 商工政策課を含めた定期的な運営協力会議の実施
- ウ サービス向上と改善のために利用者からアンケート調査などの情報収集の実施
- エ 市の広報紙・回覧等によるPR
- オ 利用者への接遇の公平さを保つため職員の接遇研修の実施

(3) 相談や苦情等への対応

- ア 相談や苦情に対して、誠意を持って迅速に対応
- イ 関連行政機関同席のもと相談者との協議、改善の実施
- ウ 都城地域職業訓練協会のホームページを通じてのカンガエールプラザについてのお問合せ・相談・苦情等の受付を行い、必要に応じて改善点の周知

2 施設効用の発揮に関すること

(1) サービス・利便性の維持向上

- ア 施設利用案内書（利用時間・施設設備・利用料金等）作成
- イ 定期的消防設備点検
- ウ 管理運営状況報告書の提出

(2) 利用者を増やすための工夫

- ア パンフレット・チラシ類等PRツールを作成・設置
- イ 都城地域職業訓練協会のホームページを通じてのPR
- ウ 都城市各種加盟団体等へのPR
- エ SNSの活用（XやInstagramによる情報発信）

(3) 施設設備・機能等の有効活用について

- ア 空き室・空き時間・備品等を活用して人材育成や能力開発等の為の有効活用を図る。

3 経済的な管理運営に関すること

(1) 経費配分等

- ア 隣接施設管理運営による経費節減
- イ 過去5年間の支出実績データを基にした経費配分を行う。
- ウ 地域別最低賃金の改定に合わせて規定を見直し、継続的な人材確保や適切な人件費の支出に努める。
- エ 職員・訓練生・利用者の協力による清掃分担

4 安定的な施設の管理運営に関すること

(1) 類似施設の管理実績

- ア 平成18年より都城市職業訓練センターを指定管理者として管理運営。

(2) 人的能力

- ア 利用団体等との運営会議の実施及び意見交換会を随時実施
- イ 県労働政策課及び能力開発協会主催の認定職業訓練団体会議、事務担当者会議、講師研修及び能力開発推進者研修等への参加
- ウ 地域の公民館等と連携を図りながら施設の設備や機能を活用し、親子工作教室の開催等、ものづくりを通して地域団体や地域住民との融和性に努める。

5 地域への貢献に関すること

(1) 地域貢献の取組

- ア 職員の新規採用の必要性が発生した場合は、地元雇用を優先的に行う。
- イ 嘱託職員、臨時職員、パートの雇用については、地元の高齢者や障がい者の雇用を優先的に図っていく。
- ウ 災害時等には、近隣の住民に施設や駐車場を開放する。
- エ 施設外の草刈り等の清掃作業を行い、地域の環境美化に努める。

6 その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

(1) 市の産業発展、人材育成等に対する考え、取組

- ア 労働者に対する認定職業訓練の実施
- イ 求職者に対する求職者支援職業訓練の実施
- ウ 職業紹介事業の実施
- エ 職業能力の開発の促進に関し必要業務を行う。

(2) 老朽化した当施設の現状を踏まえた経費節減の取組

- ア 施設内の安全・異常を確認するために職員による施設内巡回を毎日定期的の実施し、その結果を業務日誌に点検記録として管理する。速やかに軽微な修繕に対応することにより、修繕費等の経費節減に取り組む。
- イ 施設利用者に省エネ活動などへの協力を依頼し、光熱水費や消耗品費等の経費節減に取り組む。
- ウ 屋外の花壇等の植栽・剪定・室内の清掃、整理整頓、美化衛生面においても、利用者から好感を持っていただけの活気ある施設の管理運営を行う。